

[資料] 災害対応型自動販売機の運用に関する協定

災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と《法人名称》（以下「乙」という。）は、災害対応型自動販売機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市内の避難場所等に設置されている乙の災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の運用にかかる相互協力支援等について定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、市内において震度5弱以上の地震又はこれと同等以上の天災等が発生した場合をいう。

（協力支援の内容）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により災害対策本部を設置した場合であって、市内において避難勧告又は避難指示を発令し、被災者に対し自動販売機を無料で開放する必要があると判断したときは、乙に対し、自動販売機の無料開放について要請し、当該無料開放を行うものとする。

2 自動販売機の無料開放は、前項に規定する無料開放の開始時から災害対策本部が廃止されるまでの間行なうものとし、無料開放する商品は、自動販売機の機内在庫商品に限る。

（要請）

第4条 甲は前条第1項の規定による要請を行うときは、乙に対し災害対応型自動販売機無料開放要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請をすることができるものとし、当該要請の後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請書（口頭等による要請を含む。）を受理したときには、直ちに自動販売機の無料開放についてその可否を判断し、甲に対して口頭等により通知するとともに、遅滞なく無料開放承諾等通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（管理運用）

第5条 自動販売機の設置場所は、別紙に定めるものとする。

2 乙は、甲にこの協定の有効期間中自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。

3 甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知し、「預り証」（様

式第3号)を発行するものとする。

- 4 甲は専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造にかかる費用を負担しなければならない。この場合において、自動販売機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宇部市健康福祉部社会福祉課長、乙においては「法人 連絡責任者」とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後についてもまた同様とする。

- 2 乙はこの協定の解除を申し出ようとするときは、前項に規定する撤去する日の1箇月前までに甲に申し出るものとする。

(その他)

第8条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保持する。

年 月 日

甲 宇部市
宇部市長

乙 「法人住所」
「法人名称」
「法人代表者」

乙 「法人」	福岡市東区箱崎七丁目9番66号	コカ・コーラウエスト株式会社
	東京都港区台場二丁目3番3号	サントリーフーズ株式会社
	東京都中央区新川1-16-3	アサヒカルピスビバレッジ株式会社
	大阪市平野区長吉長原3-1-55	ダイドードリンコ株式会社